

別 添

台東区社会福祉事業団が担う今後の役割

目 次

1	検討の趣旨	1
2	これまでのあり方検討会の検討結果	2
	(1) 平成 19 年度	
	(2) 平成 27 年度	
3	事業団の概要	6
	(1) 設立の目的	
	(2) 法人の理念	
	(3) 組織の概要	
	(4) 経営の状況	
	(5) 提供サービスの状況	
4	事業団の主な事業	11
	(1) 指定管理業務	
	(2) 都及び区からの受託事業	
	(3) 自主事業	
5	国の動向	12
	(1) 社会福祉法人制度改革	
	(2) 社会福祉連携推進法人制度の創設	
	(3) 共生型サービスの創設	
	(4) 介護現場における I C T の利用促進	
	(5) 放課後児童クラブ等における医療的ケア児へのサービス提供	
6	区の状況	16
	(1) 将来人口推計結果	
	(2) 介護保険の状況	
	(3) 児童福祉サービスの状況	
	(4) 事業団についての介護サービス事業者へのアンケート調査結果	
7	課題分析	21
	(1) 区の主な課題	
	(2) 事業団運営に係る課題	
8	事業団が担う今後の役割と取り組み	24
9	区の役割	27

1 検討の趣旨

社会福祉法人台東区社会福祉事業団は、昭和 61 年に台東区が基本財産を出資して設立し、これまで、特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンター、児童館、こどもクラブの運営等、台東区とともに高齢者及び子供を対象とする福祉サービスを担ってきた法人である。

一方で、近年の社会福祉法人制度改革や区の人口構成の変化、区民の福祉ニーズやサービス提供主体の多様化等、事業団が置かれた運営環境は、設立時から大きく変化した。

また、事業団は、区立特別養護老人ホームの再編成に伴い、令和 6 年度に新設される大規模な特別養護老人ホームの指定管理者候補者に選定されているほか、現在受託している 2 か所の区立ホームが廃止されることになっている。

こうした状況のもと、事業団が担う今後の役割や、法人経営等について事業団とともに検討した。

2 これまでのあり方検討会の検討結果

(1) 平成 19 年度

ア 検討結果の「見直しの方向」

- ①区の先駆的施策に対する積極的な事業提案
- ②民間事業者が担いきれないケースへのきめ細かなサービスの提供
- ③地域とのつながりを密にした子育て支援のネットワークの強化
- ④区の派遣職員である各施設事務係長を引揚げ、事務局での事務の一元管理
- ⑤昇任選考の資格要件の見直し
- ⑥自主財源による運営、補助金依存体質からの脱却

イ 「見直しの方向」に対する事業団の対応

- ①区の先駆的施策に対する積極的な事業提案
 - ・新たな介護予防・通所介護事業の実施（玩具ケアの実施・口腔ケアの充実）（平成 20 年度～）
 - ・口腔ケアモデル事業の実施、ソフト食の実施（平成 20 年度～）
- ②民間事業者が担いきれないケースへのきめ細かなサービスの提供
 - ・対応困難ケースの受入れ
 - ・収益確保が難しいケースの受入れ
- ③地域とのつながりを密にした子育て支援のネットワークの強化
 - ・児童館にエリアマネージャーの設置（緊急時のサポート体制の充実）（平成 19 年度～）
 - ・児童館での地域懇談会の実施（平成 23 年度～）
 - ・こどもクラブにおける障害児の受入れ体制の充実（学年延長及び新規受入数の増など）（平成 21 年度～）
 - ・こどもクラブ延長保育の実施、拡大（平成 21 年度から本格実施、平成 23 年度全クラブに拡大）
 - ・児童館運営行事等の見直し（日曜日の利用者増への対応、利用者ニーズに合わせた対応）（平成 21 年度～）
- ④派遣職員である各施設の事務係長を引揚げ、本部事務局での事務の一元管理
 - ・区派遣職員の段階的削減（平成 18 年度～）
※5年間で11人減（平成 18 年度 18 名 → 平成 23 年度 7 名）
 - ・本部組織の見直し（平成 21 年～）
※庶務課と高齢者課を統合し、総務課を設置
 - ・固有職員の高齢福祉課への派遣研修（平成 21 年度～）
 - ・固有職員介護予防・地域支援課への派遣研修（平成 28 年度～）

⑤昇任選考の資格要件の見直し

- ・昇任選考資格要件の緩和（平成 19 年度～）

※大卒の新規採用者が最短 30 歳代で管理職昇任が可能になるよう、主任、係長及び課長補佐の受験資格基準を見直し

⑥自主財源による運営、補助金依存体質からの脱却

- ・経営改革プログラムの策定（平成 20 年度～）
- ・経営改善計画の策定（平成 24 年度～26 年度）

（2）平成 27 年度

ア 検討結果の「事業団の役割」

区民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、事業団は、以下の役割を担う。

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化する中で困難なケースへの対応など区と連携を図りながら福祉施策を担う。
- 事業団は、民間事業者の参入が見込めないものの区民にとってセーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給することにより、区民の安心と信頼を確保することに努める。
- 事業団が培ってきたノウハウや実績を活かして、区内における福祉の担い手を育成、支援、確保するとともに、民間事業者に対しても指導的な役割を担う。

イ 検討結果の「今後の方向性」

①事業団本部

- ・安定的かつ弾力的な運営を図るため、経理、労務、会計など法人として持つべき経営機能を強化していく。
- ・人事・給与制度の見直しを行うなど、職員の意欲向上を図りながら、本部には将来の幹部候補となる固有職員の配置を進めるとともに、より専門性の向上を目指した人材育成を進める。
- ・より多様化する福祉ニーズに対応できるように、地域における福祉の担い手を育成していく。

②特別養護老人ホーム

- ・民間事業者が参入しづらい従来型多床室の確保や小規模特養の運営など、多様な利用者ニーズに対応した福祉サービスを提供するとともに、困難なケースや緊急的な入所対応などに積極的に取り組んでいく。

③高齢者在宅サービスセンター

- ・事業団は、民間事業者の進出の少ない認知症対応型デイサービスや採算を望めない短時間デイサービスの提供など、今後も利用者ニーズにきめ細かく対応していく

④老人福祉センター・老人福祉館

- ・これまでに築いてきた利用者との信頼関係を活かして、事業団が引き続き指定管理者として運営を担っていく。

⑤児童館

- ・これまで区の子育て支援策を補完してきた実績を活かし、地域の子育て支援の担い手として、事業団が引き続き指定管理者として運営を担っていく。

⑥こどもクラブ

- ・事業団が運営するこどもクラブのうち、児童館に併設していないものについて、運営事業者の公募時期に合わせて新たな担い手に運営を引き継ぐものとする。
- ・これまで培ったこどもクラブの運営ノウハウや地域の連携体制を活かし、民間事業者を支援し、広く児童健全育成環境の向上に取り組んでいく。

ウ 「今後の方向性」に対する事業団の対応

①事業団本部

- ・事務局に経営担当課長を設置（令和3年度～）
- ・事務局長を常務理事（業務執行理事）に任用（平成30年度～）
- ・経営戦略会議の設置（平成29年度～）
- ・人事労務管理の専門家とのコンサルティング契約（平成28年度～）
- ・昇任選考制度の改正（令和2年度）
- ・児童館副館長を設置（令和3年度～）
- ・法人の経営状況を踏まえた賞与支給月数の独自設定（平成29年度）
- ・同一労働・同一賃金への対応（短時間職員賞与支給等）（令和2年度）
- ・台東区介護サービス人材確保事業受託（令和元年度～）
- ・福祉職場における有償インターンシップ事業（平成28年度～）

②特別養護老人ホーム

- ・従来型多床室（浅草：80床（改修後69床）、谷中：50床、三ノ輪：63床、千束：29床）の運営（指定管理期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）
- ・小規模特養（千束：29床）の運営
- ・虐待等に係る緊急的な入所対応

③高齢者在宅サービスセンター

- ・ 認知デイ（あさくさ：12名、みのわ：12名、せんぞく：12名）の運営
- ・ 一般デイ（あさくさ：40名（改修後廃止）、やなか：35名、うえの：30名、みのわ：45名、たなか：15名）の運営

④老人福祉センター・老人福祉館

- ・ 老人福祉センター、入谷・三筋・橋場老人福祉館の運営（指定管理期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日、入谷老人福祉館は令和4年3月31日で廃止）

⑤児童館

- ・ 8児童館の運営（指定管理期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）
- ・ ランドセル来館事業、幼児・園児タイム、関係機関と連携した要保護児童等の対応

⑥こどもクラブ

- ・ 平成28年度から令和2年度までに8クラブを新事業者へ移行
- ・ 児童館併設の利点を活かし、活動のためのスペースやメニューを提供
- ・ 民間事業者が運営するこどもクラブの職員向け研修会の講師に、事業団職員を派遣。

3 事業団の概要

(1) 設立の目的（出典：事業団定款）

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(2) 法人の理念（出典：令和4年度事業計画及び収支予算書）

○利用者の意向を尊重して多様な福祉サービスを提供します。それにより、子供たちが心身ともに健やかに成長することや、高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を送ることを支援します。

○区が設立した社会福祉法人として、行政サービスの一翼を担い、区と一体となって区民福祉の向上に寄与するとともに、柔軟迅速な対応によりセーフティネットの役割を果たします。

○社会福祉法人として、組織体制の強化及び透明性の確保、経営の健全化を図るとともに、社会環境の変化に伴い多様化する福祉ニーズに迅速かつ的確に応えていきます。

(3) 組織の概要

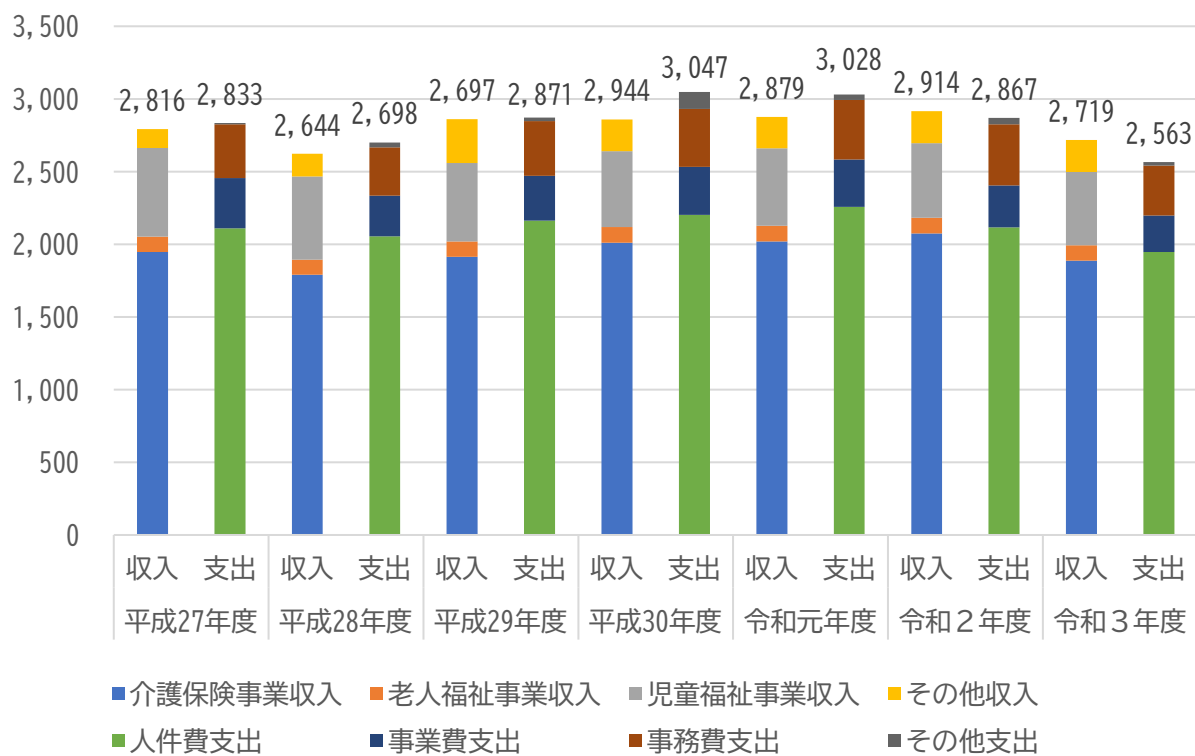
設立年月日	昭和 61 年 10 月 1 日
根拠法令等	社会福祉法
監督官庁	台東区
役員	11 人（理事 9 人、監事 2 人）
評議員	19 人
職員	313 人（常勤 242 人、非常勤 71 人） 【内訳】事務局 17 人、高齢部門 209 人、児童部門 87 人
基本財産	500 万円（台東区が出資）
組織図	参考資料 1 「台東区社会福祉事業団組織図」参照

令和 4 年 3 月 31 日現在

(4) 経営の状況

ア 法人全体収支の推移

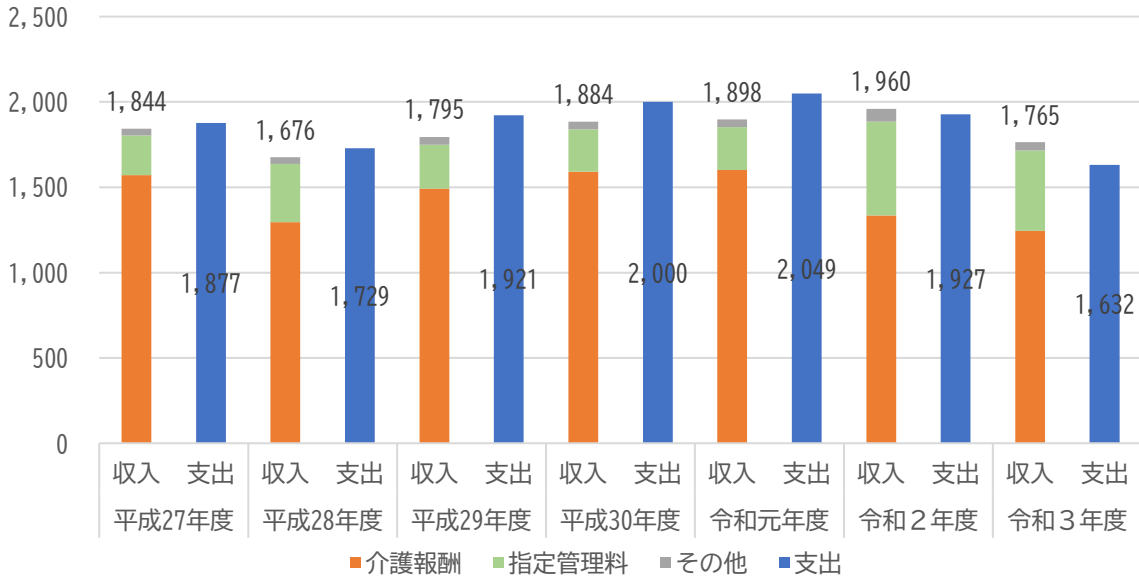
(百万円)



出典：事業団調べ（年度末現在）

イ 介護報酬事業※収支の推移

(百万円)

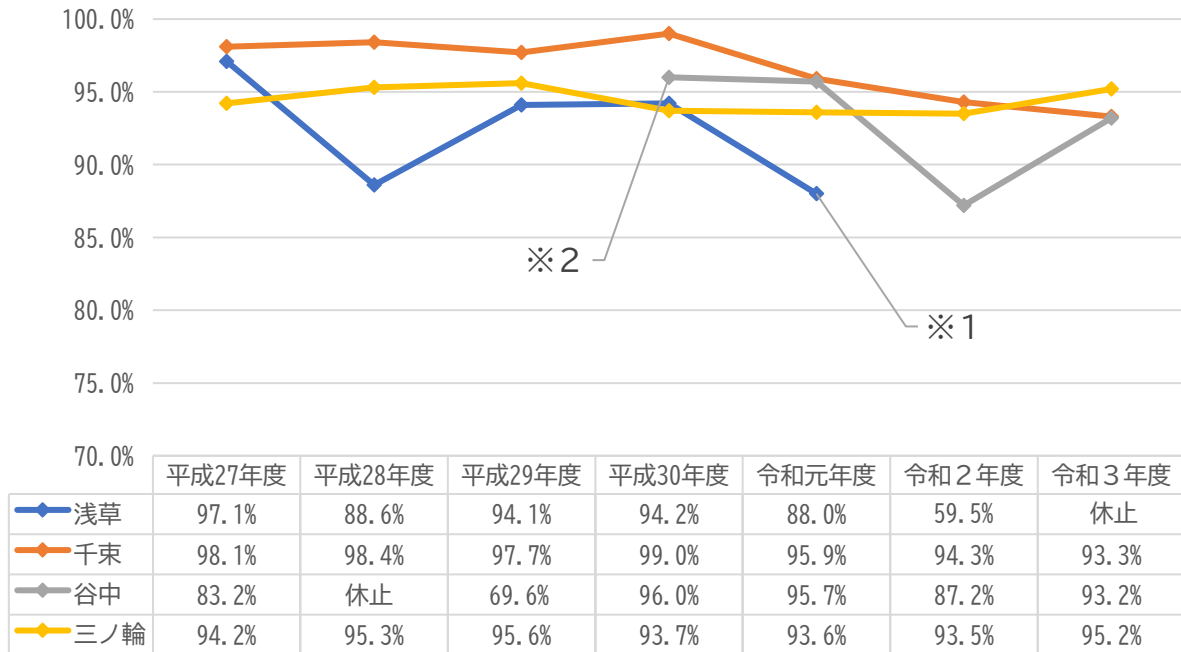


※特別養護老人ホーム、短期入所、通所介護、ケアマネジメントセンター、ホームヘルプステーション

出典：事業団調べ（年度末現在）

(5) 提供サービスの状況

ア 特別養護老人ホーム利用率（短期入所生活介護含む）の推移

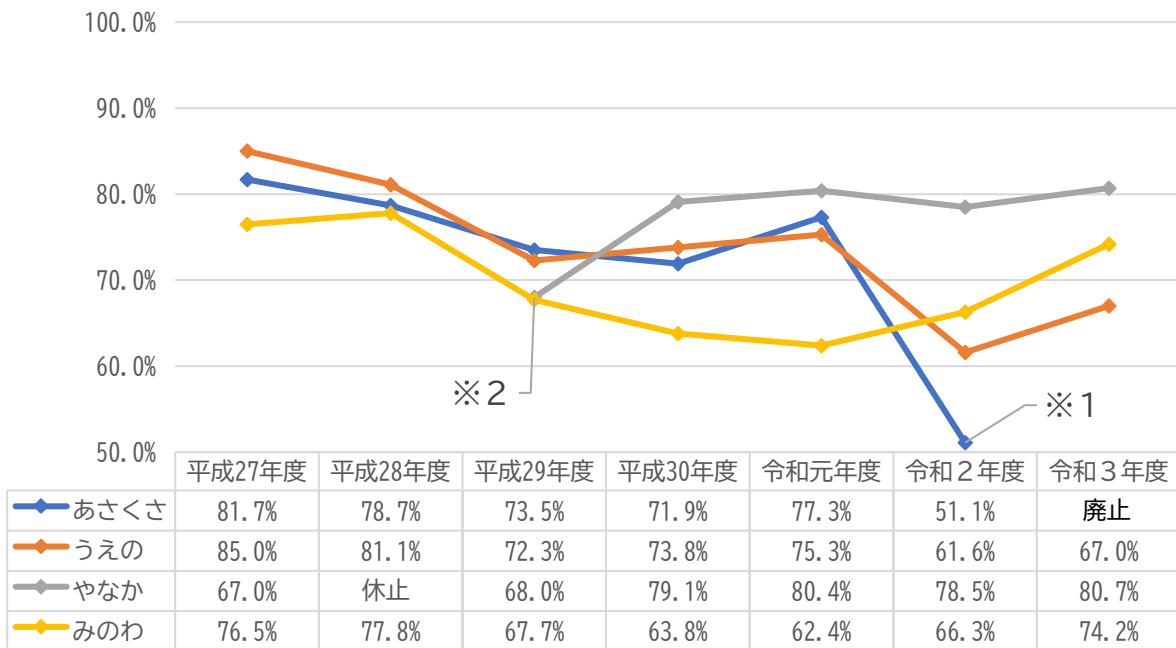


出典：事業団調べ

※1 浅草は令和3年7月から令和4年6月まで大規模改修工事を実施。令和元年度より入居者の転居を開始。

※2 谷中は平成28年7月から平成29年3月まで大規模改修工事を実施。平成30年度より入居者の再入居を開始。

イ 一般型通所介護利用率の推移



出典：事業団調べ

※1 あさくさは令和3年度に一般型通所介護を廃止。

※2 やなかは大規模改修工事（平成28年7月～平成29年3月）のため休止。

4 事業団の主な事業（令和5年1月1日現在） ※事業の詳細は参考資料2参照

（1）指定管理業務 ※下線は介護報酬事業

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営 4か所
- ・ 高齢者在宅サービスセンター運営 6か所
- ・ 老人福祉センター・老人福祉館運営 3か所
- ・ 児童館運営 8館

（2）都及び区からの受託事業

- ・ 地域包括支援センター運営 3か所（区）
- ・ 介護保険要介護認定調査（区）
- ・ 介護サービス人材確保（区）
- ・ 認知症初期集中支援（区）
- ・ 健康カラオケ教室（区）
- ・ はつらつトレーニング（区）
- ・ かがやき長寿ひろば入谷（区）
- ・ 高齢者住宅生活援助員（LSA） 7棟（区）
- ・ こどもクラブ運営 7クラブ（区）
- ・ 台東区産前産後ヘルパー事業（区）
- ・ 養育支援ヘルパー事業（区）
- ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（区）
- ・ 施設利用者及び職員へのPCR検査に係る検査キット配布・回収等業務（区）
- ・ 在宅要介護高齢者介護業務（区）
- ・ 介護職員就業促進事業（都）
- ・ 職場体験事業（都）
- ・ 福祉職場における有償インターンシップ事業（都）

（3）自主事業 ※下線は介護報酬事業

- ・ 居宅介護支援事業所（ケアマネジメントセンター）運営 3か所
- ・ 訪問介護事業所（ホームヘルプステーション）運営 2か所
- ・ 施設介護ボランティア育成
- ・ 介護職員初任者研修

5 国の動向

(1) 社会福祉法人制度改革

国は、平成 28 年 3 月に、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底するため、制度を見直した。

【主な内容】

1	経営組織のガバナンスの強化	・理事・理事長に対する牽制機能の発揮 ・財務会計に係るチェック体制の整備
2	事業運営の透明性向上	・財務諸表の公表等を法律上明記
3	財務規律の強化	・適正かつ公正な支出管理の確保 ・いわゆる内部留保の明確化 ・社会福祉事業等への計画的な再投資
4	地域における公益的な取組を実施する責務	・社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める
5	行政による関与のあり方	・所轄庁による指導監督機能強化 ・国・都道府県・区市の連携を推進

(2) 社会福祉連携推進法人制度の創設

令和 2 年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 4 年度から「社会福祉連携推進法人制度」が施行された。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うための新たな制度であり、制度の活用により介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生社会の取組の推進などが図られることが期待されている。

<社会福祉連携推進法人制度を活用した「人材確保等業務」のイメージ>



(3) 共生型サービスの創設

国は、「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程の一つに、地域を基盤とする包括的支援の強化を挙げ、その取り組みとして、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための法改正を平成 29 年度に実施した。

これにより、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所が、相互にサービスを提供しやすくした「共生型サービス」が創設され、次のようなメリットを掲げている。

<国が示すメリット>

- 障害者が 65 歳以上になっても同一事業所を継続して利用できるようになる。
- 高齢者・障害者とも、利用できる事業所の選択肢が増える。
- 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複合化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。
- 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

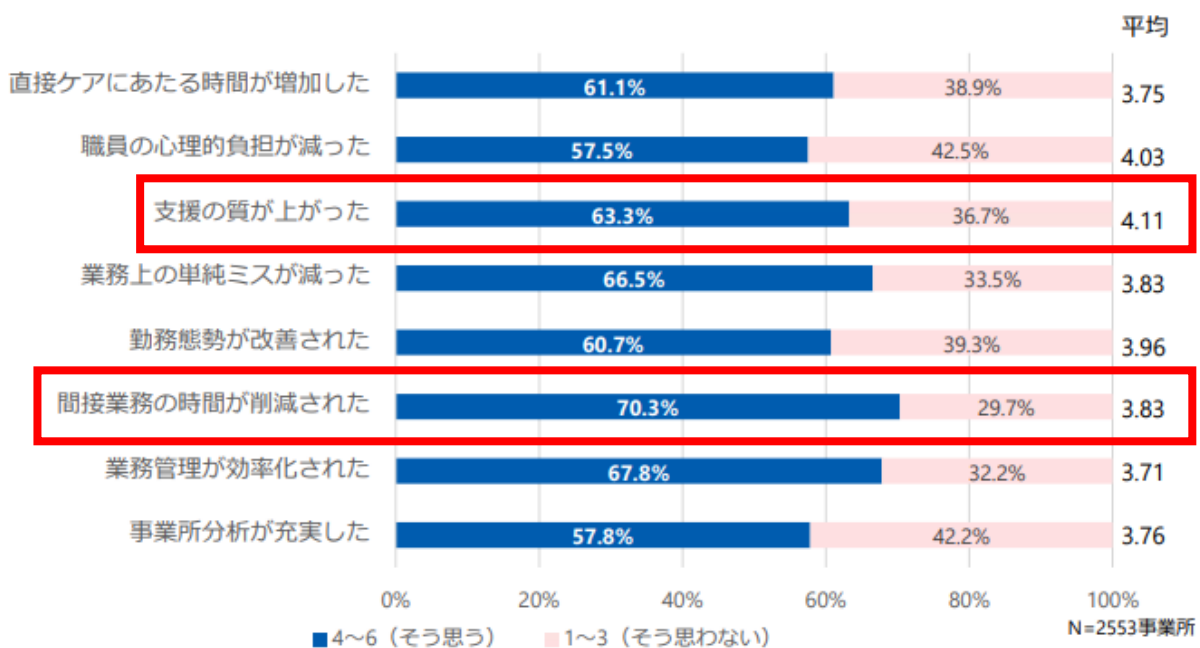
(4) 介護現場におけるICTの利用促進

国は、介護業務におけるICT化は、介護記録、書面等の作成に要する時間を効率化し、介護サービス提供に集中する上で重要であるとしている。

また、情報をICT化することで、データの蓄積が可能となり、根拠に基づく介護サービスの提供につながることや、間接的業務が削減され、働きやすい職場環境づくりにも資することから、利用を推進している。

厚生労働省の「令和2年度ICT導入支援事業導入結果報告まとめ」では、導入の効果として「間接業務の時間が削減された(70.3%)」、「支援の質が上がった(63.3%)」ことが示されている。

今後、介護の質の向上や従事者の負担軽減を図るために、現場においてICTの積極的な活用は重要である。



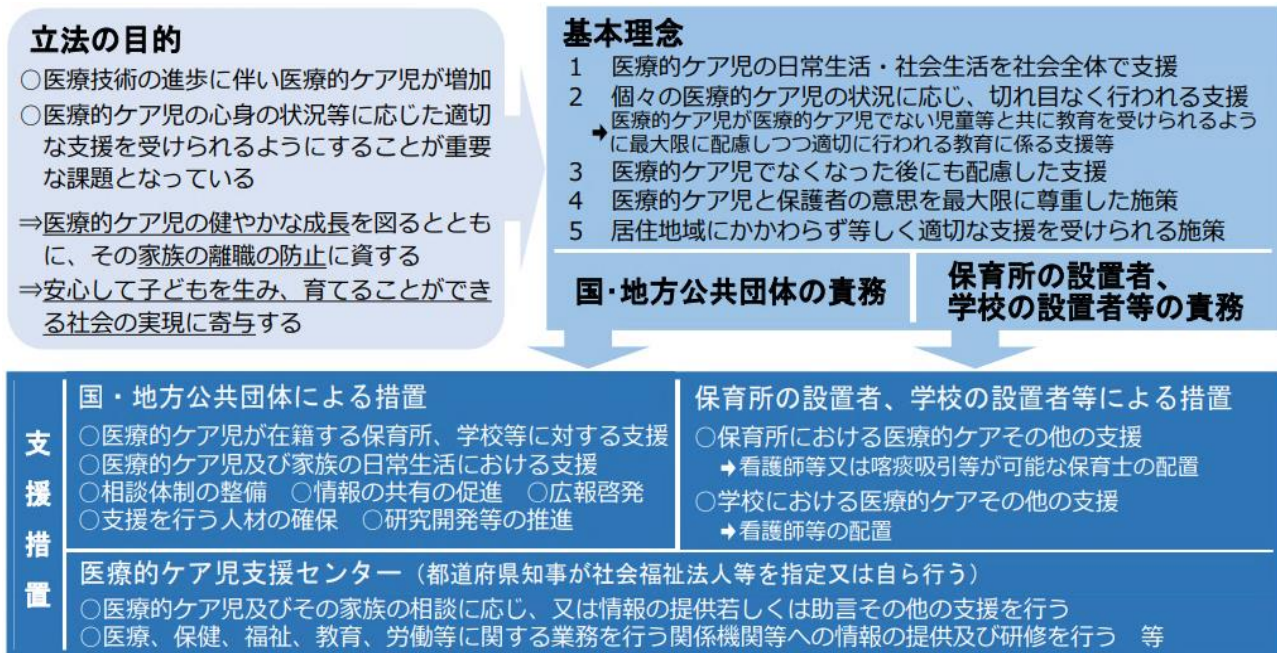
出典：厚生労働省 令和2年度ICT導入支援事業導入結果報告まとめ

(5) 放課後児童クラブ等における医療的ケア児へのサービス提供

医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加しており、心身の状況等に応じた適切な支援の提供は重要な課題である。

このため、国は、令和3年9月に、放課後児童健全育成事業等を行う者等も対象に医療的ケア児への支援を責務とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行しており、今後、サービス提供体制を整えていくことが必要である。

<医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律概要>

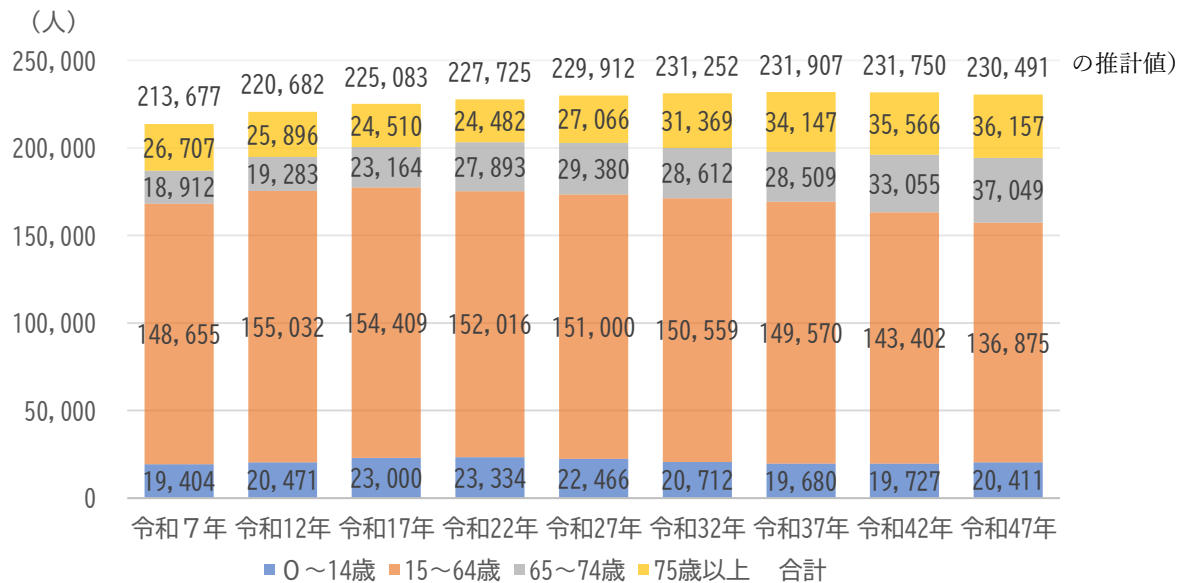


出典：厚生労働省

6 区の状況

(1) 将来人口推計結果 ※令和3年度の推計結果

令和37年までは、総人口は増加する見込みとなっている。内訳をみると、年少人口は令和22年に、生産年齢人口は令和12年にピークを迎え、その後緩やかに減少する。老年人口（65歳以上）は令和17年以降増加し続け、令和47年には73,206人と推計している。

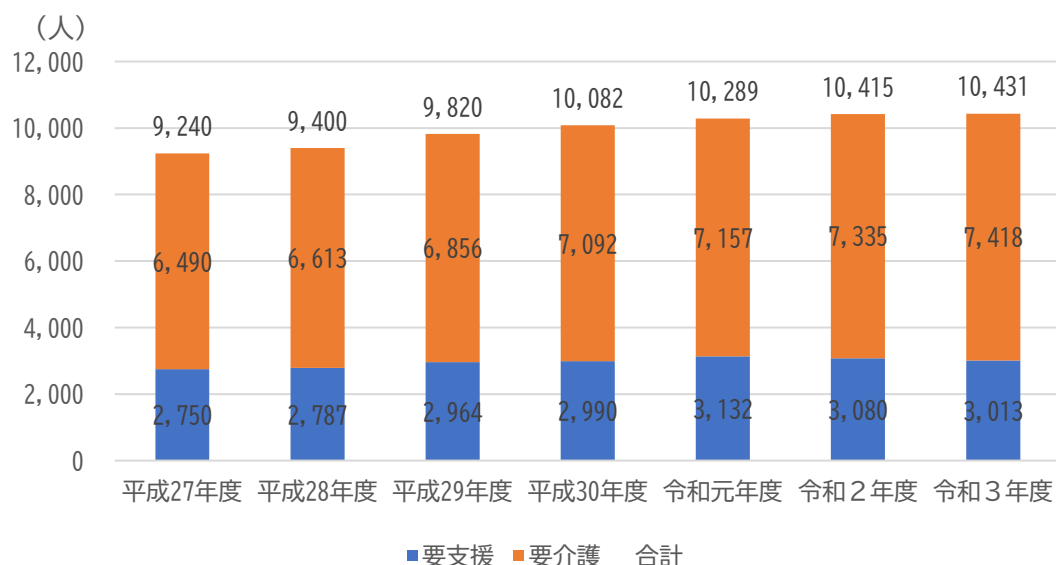


< 出典 > 台東区の将来人口推計（各年4月1日現在の推計値）

(2) 介護保険の状況

ア 要支援・要介護認定者数の推移

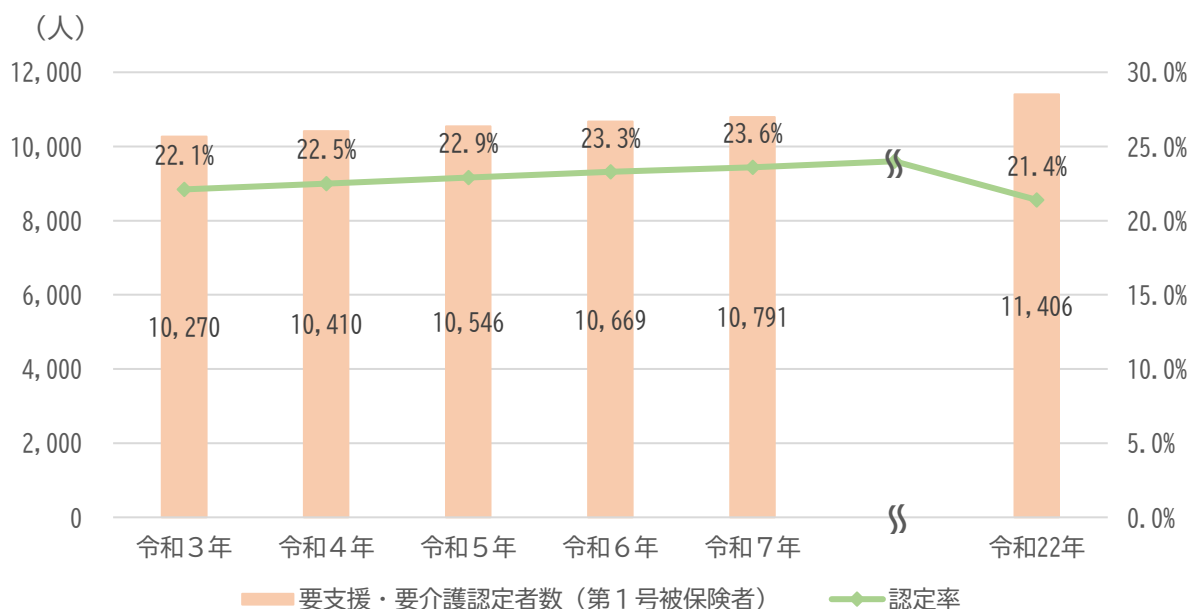
令和3年度の要支援及び要介護認定者数は10,431人であり、漸増傾向が続いている。



出典：台東区の介護保険

イ 要支援・要介護認定者数の推計 ※令和2年度の推計結果

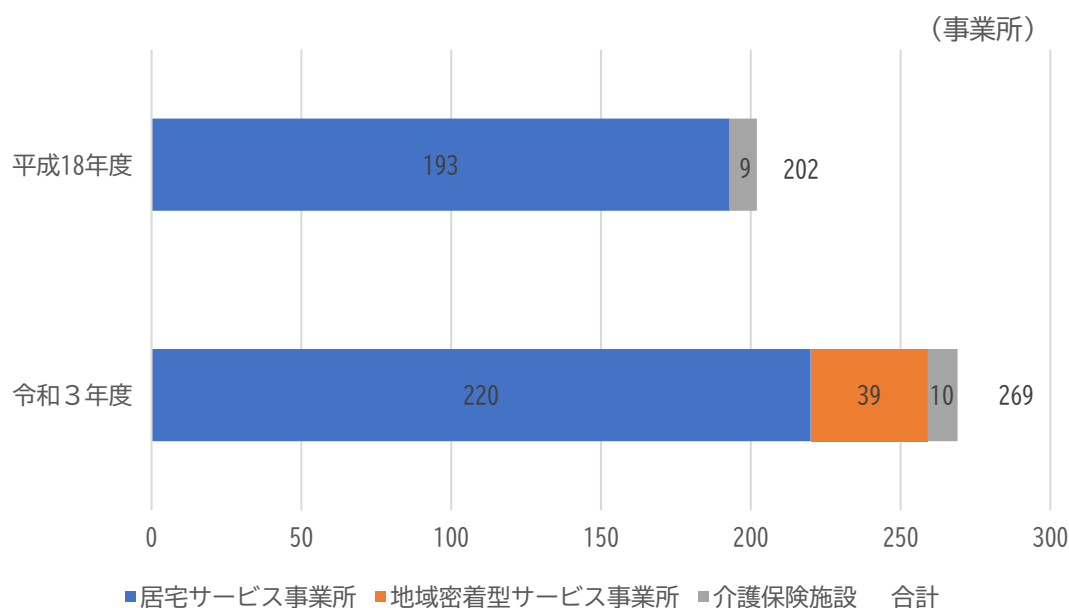
区の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は今後も漸増傾向が続き、令和7年には約10,800人、令和22年には約11,400人となる見込みである。認定率も上昇傾向が続き、令和7年には23.6%になるが、令和17年までには減少に転じる見込みである。



出典：第8期台東区高齢者保健福祉計画 台東区介護保険事業計画

ウ 指定事業所数の推移

介護サービスの供給主体は増加している。平成18年度の区内の介護サービス事業所数は202事業所であったが、令和3年度は269事業所となった。

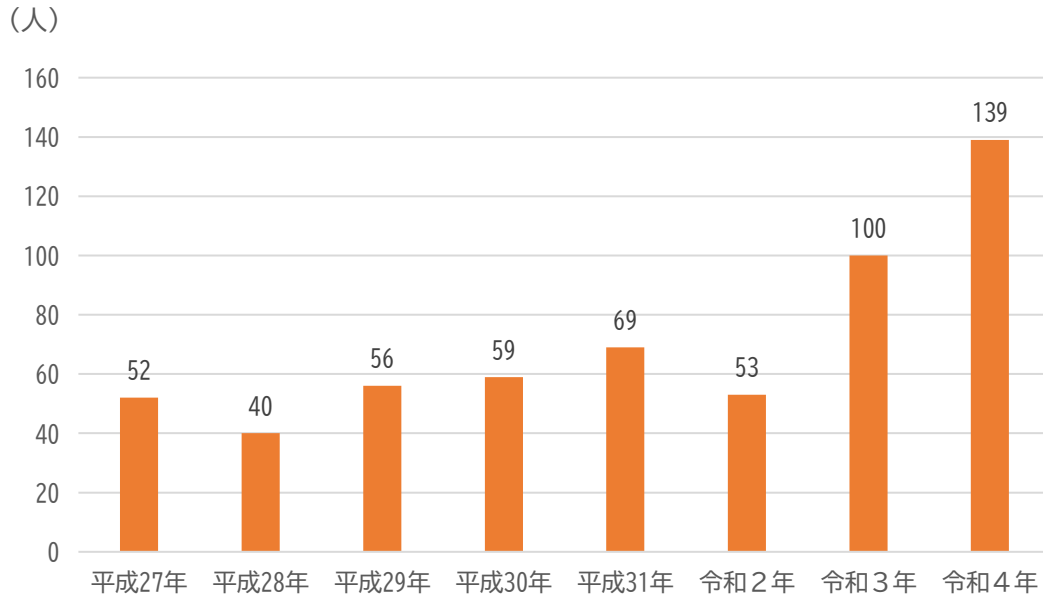


出典：台東区の介護保険（年度末現在）

(3) 児童福祉サービスの状況

ア こどもクラブ待機児童数の推移

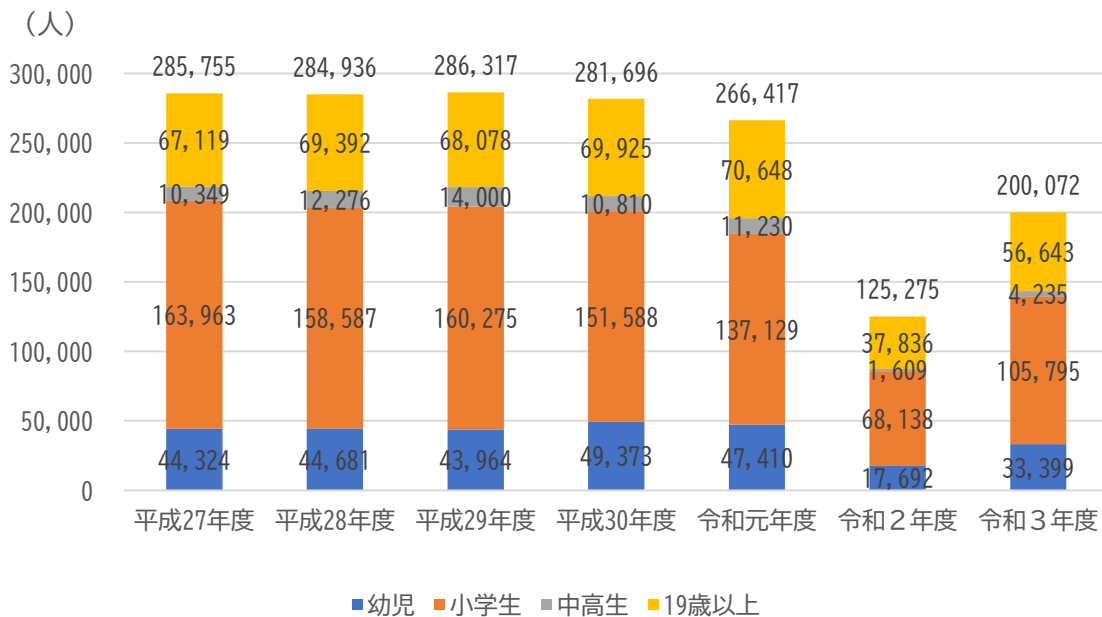
児童数や共働き世帯の増加などにより、待機児童数は、平成27年の52人から令和4年には139人に増加している。



出典：放課後対策担当調べ（各年4月1日現在）

イ 児童館利用者数の推移

平成30年度まで児童館利用者数は28万人超であったが、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の影響が生じ、令和3年度は20万人となっている。



(4) 事業団についての介護サービス事業者へのアンケート調査結果

ア 調査目的

今回の検討にあたり、区内の介護サービス事業所を対象に事業団の実施事業の認知度や要望等についてアンケートを実施した。

イ 調査の概要

調査対象	区内にある介護サービス事業所 167 事業所 ※各事業所が提供している介護サービスの内訳（複数回答） 居宅介護支援（55）、訪問介護（62）、訪問看護（28） 通所介護（20）、通所リハビリテーション（6） 地域密着型デイサービス（21）、グループホーム（8）
調査方法	郵送配布 インターネット回答またはFAXによる回答（無記名方式）
調査期間	令和3年12月23日（木）～令和4年1月21日（金）
回収率	37.7%（63事業所／167事業所）

ウ 主な調査結果

<事業団について>

- ① 事業団の実施している事業や取り組みの認知度
6割超の事業所が「知っている」と回答。3割弱の事業所には事業団の事業や取り組みが知られていない。
- ② 事業所向けに実施している取り組みの利用割合
事業団による事業所向けの取り組みである「介護職員初任者研修」や「介護従事者基礎講座」について、半数以上が「知っている」と回答しているものの、実際に受講した割合は1割に満たない。
- ③ 既存の取り組み以外で事業団に実施してもらいたいもの
「災害対策に関する研修（業務継続計画の作成、災害対応の図上訓練など）」が65.1%と最も多く、次いで「介護サービス事業者間の情報提供や交流の場の提供」（30.2%）、「研修機材及び場の提供」（22.2%）となっている。
- ④ 事業団と共同で取り組むことで、負担軽減や効率化が図られるもの
「災害時の対応」が60.3%と最も多く、次いで「研修の実施」（44.4%）、「職員採用・募集の実施」（34.9%）となっている。

<事業所が感じている課題や区の福祉サービスに対する意見>

① 事業所が課題と感じていること

「人材の確保」(63.5%)が最も多く、次いで「災害時等の緊急体制の整備」(60.3%)、「職員の専門知識や技術の向上」(58.7%)となっている。

② 充実が必要と思う介護保険以外のサービス

「病院等の送迎、院内介助」(76.5%)が最も多く、次いで、「話し相手・見守り・安否確認の声かけ」(70.6%)となっている。

7 課題分析

(1) 区の主な課題

ア 福祉人材の確保

- 令和3年度区の将来人口推計結果は、65歳以上の人口は、長期的に増加する見込みで、今後とも、介護サービス需要は増加すると推定される。
- 令和元年度に実施した介護サービス事業者調査の結果では、経営状況が厳しい要因として「採用が厳しい」と回答した事業所は約7割となっており、介護人材確保が課題となっている。
- 令和元年度に実施した介護サービス事業者調査の結果では、介護職員（常勤）の同一事業所の「平均勤続年数」は5年であり、介護人材の離職防止や定着促進に向けて、就業環境の改善を一層推進していく必要がある。
- 共働き家庭等の増加に伴い、こどもクラブの利用意向が高まり、利用児童数は過去最多となっており、放課後児童支援員等の専門人材を確保する必要がある。

イ 福祉サービスの質の向上

- 区の調査結果では、従前より、提供サービスの質を課題と感じている介護サービス事業者の割合は多く、事業者によるサービスの質の向上を図るための不断の取り組みへの支援が重要である。
- 高齢者や障害者、子供への虐待事案は依然として発生しており、虐待防止対策の充実が必要である。
- 乳幼児期から思春期まで個々の子供達の発達に合わせた遊びの提供や、配慮を要する家庭や子供への対応等、児童館・こどもクラブ職員の専門的な知識・技術の向上をより一層図る必要がある。

ウ 介護予防の環境づくり

- 要支援・要介護認定者数は今後も増加傾向であり、区民の介護予防への意識を高めていくとともに、高齢者が容易に取り組める環境づくりの推進が重要である。

エ 障害者の高齢化への対応

- 区の65歳以上の身体障害者手帳または愛の手帳所持者は、令和4年6月20日現在4,383人で、障害のある高齢者が増えており、障害、高齢両分野の施策連携がより一層必要である。
国が創設した共生型サービスを活用する等、区内介護サービス提供事業所における障害特性に応じた支援の提供などの取り組みが重要である。

オ 災害時におけるサービス提供体制の確保

- 令和3年7月に区が実施した区内の介護サービス事業者に対するアンケート調査では、「災害対策に関する研修（業務継続計画の作成、災害対応の図上訓練など）」、「災害時の対応」への支援が最も多い結果となった。
今後は、区内の介護サービス事業者への災害の事前対応支援とともに、感染症や自然災害の発生時に、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制づくりが重要である。

カ 児童・生徒が学校や家庭以外で過ごす居場所づくり

- 令和3年度区の将来人口推計では、0～14歳の人口は、当面、増加が見込まれている。
- こどもクラブの利用意向の高まりなど、子育てニーズを踏まえ、児童館やこどもクラブにおける児童・生徒の居場所づくりの充実や、その家族への支援が必要となっている。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアを必要とする児童・生徒及び家族の日常生活における更なる支援が必要となっている。

(2) 事業団運営に係る課題

ア 幅広い福祉ニーズへの対応

- 事業団はこれまでサービス提供事業所の運営を担うなかで、事業団のサービス利用者や家族へのサービス充実を主として推進してきた。
- 平成28年の国による制度改革により、社会福祉法人による公益的な取り組みが責務となり、事業団は社会福祉法人としても地域の幅広い福祉ニーズに対応することが求められている。

イ 効果的・効率的な介護保険事業の運営

- 事業団による区立特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンターは、介護報酬や利用料金などの収入では運営できず、不足する分を区の支払う指定管理料等により補填している。
サービス水準の充実や、施設・設備など資源の効果的な活用等により、利用率向上を図るとともに、収益を積極的に確保し、そこで得られた知見や収益を、他のサービスへ活用していくことが必要である。

ウ 介護サービス事業者のニーズにあわせた取り組みの展開

- 令和3年7月に区が実施した区内の介護サービス事業者に対するアンケート調査では、事業団が実施している研修などの取り組みの多くで、「利用したことがある」と回答した割合は、1割に満たない。

このため、事業者のニーズにあわせた適切な取り組みの展開が必要である。

エ (仮称) 竜泉二丁目福祉施設特別養護老人ホームの安定的な運営

- 事業団は、令和6年12月に開設予定の(仮称)竜泉二丁目福祉施設における特別養護老人ホームの運営を担う指定管理者候補者に選定されている。この施設は、ユニット型個室を含め176床の大規模な特別養護老人ホームであるとともに、障害のある高齢者の対応やショートステイ等も実施予定である。

事業団には、いずれも経験のない施設運営やサービス提供の場であり、適切かつ安定的な運営が必要である。

オ 受託施設の特性の変化を踏まえた法人経営の展開

- 特別養護老人ホームは、定員数が多くなるにつれて施設の経営効率が良いことが統計上示されている。

区が進める区立特別養護老人ホームの再編成により、事業団が受託運営している三ノ輪・千束が廃止される一方で、新たに(仮称)竜泉二丁目福祉施設における特別養護老人ホームの受託運営が予定されている。

事業団の運営は、これまでの中小規模の特別養護老人ホーム主体から、大規模で経営効率の良い特別養護老人ホーム主体の経営に大きく変化することになる。

今後は、受託施設の特性の変化を活かし、これまで培った介護施設の運営実績と人的資源を活用して、区とともに、区民福祉の充実に資する経営を一層推進していくことが必要である。

8 事業団が担う今後の役割と取り組み

事業団は、従来から高齢者及び児童福祉サービスの提供を通じて、利用者やその支え手を中心としたセーフティネットとして、一定の役割を果たしてきた。

今後はこれまでの対応に加え、区民福祉をより一層向上させるために、新たな福祉ニーズや区内介護サービスを支える中小規模のサービス提供事業者への対応など、新たなセーフティネットとしての役割を果たしていく必要がある。

さらに、事業団が培ってきたこれまでの知見や経験に加え、その規模も活かし、区の福祉分野における様々な課題の解決に向け、先導的に取り組んでいく役割も担う必要がある。

一方、これを担うためには、事業団が区の基本構想や諸計画との整合を図りながら、安定した経営等を推進し、真に「自律的・安定的」に事業団を運営していくことが必要である。

このため、次の3つの視点で今後の取り組みを整理した。

【区民や利用者へ提供する福祉サービス全体の質のさらなる充実】

ア 福祉人材の資質向上

介護サービス事業者及びこどもクラブ運営事業者を対象に、サービスの質の向上を図る研修の開催や、情報提供等を積極的に行い、福祉人材の資質向上を図る。

イ 介護現場における新たな知見の活用

事業団において、先導的に介護ロボット・ICT機器の活用を推進するとともに、データに基づく介護サービスを提供し、サービスの質の向上を図る。

ウ 共生型のサービスの実施

事業団が新たに運営する予定の特別養護老人ホームにおいて、障害のある高齢者への対応や、障害者のショートステイ等を実施するなど、高齢者及び障害者に対応した共生型のサービスを先導的に実施する。

エ 虐待防止対策の強化

高齢者や障害者への虐待や不適切なケアを防止するための介護サービス事業者向けの研修の実施や、虐待等による緊急時の受け入れ体制の充実等を推進する。

また、虐待や不登校等、様々な事情を持つ子供に対し、適切な保育が提供できるよう、他のこどもクラブ運営事業者とともに事例研究を行う等、知識・技術の普及を図る。

オ 介護者の負担軽減の充実

在宅で介護する方の負担や不安を軽減するために、一時的に介護を離れて休息できるショートステイサービスや、当事者相互の交流機会の提供の充実など、レスパイトケアを推進する。

カ 介護予防の充実

介護予防に関する知識の普及啓発や、介護予防・健康づくりに向けた取り組みを、さらに充実する。

キ 乳幼児・親子向け活動、子供の過ごす居場所づくりの充実

児童館において、乳幼児・親子向け活動を充実するとともに、休日の居場所づくりやランドセル来館の利用を推進する。

また、令和4年度に区教育委員会が策定した「区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針」に基づき、こどもクラブにおいても、児童の状況等に応じた適切な支援を行う。

【事業団の規模やこれまでの知見を活かした、サービス提供事業者との連携や支援の充実】

ア 人材育成・研修機能の充実

介護サービス事業者及びこどもクラブ運営事業者を対象とした研修の開催や、事業者が行う研修への支援等に取り組み、福祉人材の資質向上を図る。

イ 介護の新たな担い手の確保

介護サービス事業者による外国人人材の確保や介護人材の復職支援等のための取り組みを支援する。また、各種媒体を活用した魅力発信等、介護の仕事の魅力を伝えるための普及啓発にも取り組む。

ウ 業務の更なる効率化・負担軽減

業務におけるICTの更なる活用により、業務の効率化や従事者の負担軽減を図る。また、その効果を介護サービス事業者に向けて積極的に発信する。

エ 感染症や災害時における対応の強化

介護サービス事業所における業務継続計画の策定に向けた支援や、災害対応の研修機会の提供等、感染症や災害時における区内事業者との連携を強化する。

また、児童館を活用して、学校の臨時休業等の緊急時に、児童・生徒を受け入れ、安全な居場所を確保する。

【自律的・安定的な事業団運営】

ア 事業団の知見や経験を活かした自律的な取り組みの推進

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、事業団がこれまで培ってきた知見や経験を活かした創意工夫により、広く区民や事業者を視野に入れたサービスや取り組みを推進する。

また、他の主体では対応が困難な、様々な福祉ニーズに対応する。

イ サービスの利用拡大に向けた情報発信の充実

事業団が提供する様々なサービスの利用拡大に向け、ICT等、多様な媒体を活用した、効果的・効率的な情報発信を行う。

ウ 法人経営の基盤強化

事業団が担うサービスを安定的・継続的に提供していくために、経営に関する専門的な知見を有する外部人材の招聘や、中期的な経営計画を策定・推進する。

また、法人経営の柱である介護保険事業については、相応のコストを見定めて収益と費用のバランスを図りつつ、指定管理料に依存しないなど、財務状況の改善を図る。

さらに、地域におけるサービスの多様な担い手との適切な役割や機能の分担を図り、事業団の資源を活かした効果的な組織運営を展開する。

エ 社会福祉法人等との法人間連携

地域の多様な福祉ニーズに対応していくために、台東つばさ福祉会や社会福祉協議会、区内サービス提供事業者等との連携強化により、福祉人材の確保・育成、提供サービスの充実を図る。

9 区の役割

区民の福祉ニーズは多様化・複合化しており、区民福祉のさらなる向上を図っていくためには、区と事業団は連携を一層強化し、先に掲げた取り組みの具体化を着実に図っていく必要がある。

このため、事業団の取り組み状況を、随時または定期的に確認・検証するとともに、区が持つ資源を活用する等、自律的・安定的な事業団運営の推進を支援する。